

令和6年4月1日

保険局高齢者医療課

課長補佐 吉田 康祐 (内線 3785)

企画法令係長 古屋 悠 (内線 3154)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2090

報道関係者 各位

後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率について、3月末までに各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会において決定され、各広域連合より報告を受け、とりまとめましたのでお知らせします。

【令和6年度】

被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額 7,082 円となる見込みです（令和4・5年度の6,575円から507円（7.7%）増加）。

- ・ 被保険者均等割額（年額）：50,389円（令和4・5年度47,777円）
（月額）：4,199円（令和4・5年度3,981円）
- ・ 所得割率：10.21%（令和4・5年度9.34%）
- ・ 平均保険料額（年額）：84,988円（令和4・5年度78,902円）
（月額）：7,082円（令和4・5年度6,575円）

【令和7年度】

被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額 7,192 円となる見込みです（令和6年度の7,082円から110円（1.6%）増加）。

- ・ 被保険者均等割額：令和6年度と同じ
- ・ 所得割率：令和6年度と同じ
- ・ 平均保険料額（年額）：86,306円
（月額）：7,192円

後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率等

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり平均保険料額（月額）			年金収入別の保険料額の例（月額）		
	令和4・5年度		令和6・7年度		令和4・5年度	令和6年度（見込）	令和7年度（見込）	基礎年金受給者 （年金収入82万円）	厚生年金受給者 標準的な年金額 （年金収入195万円）	
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	令和6・7年度 保険料額 （円）	令和6年度 保険料額 （円）	令和7年度 保険料額 （円）
全国	47,777	9.34	50,389	10.21	6,575	7,082	7,192	1,260	5,411	5,673
北海道	51,892	10.98	52,953	11.79	6,039	6,342	6,463	1,316	6,025	6,325
青森県	44,400	8.80	46,800	9.90	4,371	4,619	4,537	1,170	5,170	5,415
岩手県	40,900	7.36	43,800	8.53	4,123	4,627	4,720	1,092	4,583	4,808
宮城県	44,640	8.62	47,400	9.28	5,712	6,221	6,372	1,183	5,025	5,216
秋田県	44,310	8.27	45,260	9.02	4,062	4,397	4,488	1,125	4,808	5,042
山形県	43,100	8.80	47,600	9.43	4,667	5,149	5,219	1,190	5,017	5,283
福島県	44,300	8.48	45,900	8.98	4,911	5,266	5,320	1,148	4,937	5,056
茨城県	46,000	8.50	47,500	9.66	5,918	6,416	6,549	1,183	5,125	5,358
栃木県	43,200	8.54	45,600	8.84	5,490	5,837	5,942	1,133	4,883	4,991
群馬県	45,700	8.89	49,100	10.07	5,669	6,100	6,169	1,225	5,317	5,567
埼玉県	44,170	8.38	45,930	9.03	6,646	7,083	7,229	1,142	4,858	5,067
千葉県	43,400	8.39	43,800	9.11	6,714	6,954	7,032	1,092	4,775	5,008
東京都	46,400	9.49	47,300	9.67	8,986	9,180	9,378	1,183	5,044	5,355
神奈川県	43,100	8.78	45,900	10.08	7,875	8,803	8,932	1,148	5,213	5,440
新潟県	40,400	7.84	44,200	8.61	4,546	5,055	5,143	1,100	4,633	4,850
富山県	46,800	8.82	46,800	8.82	5,781	5,905	6,128	1,167	5,033	5,033
石川県	48,500	9.53	50,760	9.88	6,133	6,603	6,766	1,269	5,409	5,573
福井県	49,700	9.70	49,700	9.70	6,291	6,551	6,639	1,242	5,458	5,458
山梨県	40,980	8.30	50,770	11.11	5,346	6,796	6,889	1,269	5,685	6,003
長野県	40,907	8.43	44,365	9.45	5,355	5,954	6,029	1,109	4,845	5,156
岐阜県	46,023	8.90	49,412	9.56	5,944	6,508	6,634	1,233	5,167	5,400
静岡県	42,500	8.29	47,000	9.49	5,974	6,772	6,889	1,175	5,033	5,275
愛知県	49,398	9.57	53,438	11.13	7,688	8,555	8,674	1,333	5,858	6,117
三重県	44,589	8.99	48,903	9.82	5,868	6,365	6,490	1,223	5,212	5,475
滋賀県	46,160	8.70	48,604	9.56	6,268	6,816	6,814	1,215	5,119	5,371
京都府	53,420	10.46	56,340	10.95	7,216	7,730	7,796	1,409	5,886	6,180
大阪府	54,461	11.12	57,172	11.75	7,586	7,960	7,984	1,429	6,211	6,495
兵庫県	50,147	10.28	52,791	11.24	7,169	7,403	7,504	1,320	5,812	6,134
奈良県	50,500	9.93	51,500	10.55	7,290	7,711	7,786	1,283	5,667	5,833
和歌山県	50,317	9.33	54,428	11.04	5,455	6,226	6,317	1,358	5,808	6,125
鳥取県	47,436	9.10	52,138	10.64	5,230	5,780	5,856	1,300	5,608	5,892
島根県	50,880	9.35	50,160	10.08	5,391	5,723	5,789	1,254	5,345	5,618
岡山県	47,500	9.50	50,200	10.49	6,037	6,490	6,598	1,250	5,500	5,758
広島県	45,840	8.67	49,621	9.63	6,222	6,973	7,205	1,241	5,211	5,438
山口県	53,417	10.34	57,012	11.52	6,321	6,956	7,033	1,425	6,124	6,408
徳島県	56,044	10.47	56,311	10.55	5,849	5,933	6,085	1,400	5,792	6,033
香川県	50,800	9.80	54,000	10.41	6,283	6,834	6,857	1,350	5,617	5,892
愛媛県	49,140	9.09	51,930	10.16	5,178	5,735	5,851	1,298	5,460	5,719
高知県	55,500	10.50	56,000	10.78	5,803	5,991	6,104	1,400	5,833	6,100
福岡県	56,435	10.54	60,004	11.83	6,840	7,483	7,587	1,500	6,357	6,641
佐賀県	54,100	10.23	57,100	11.09	5,922	6,505	6,576	1,425	5,967	6,250
長崎県	49,400	9.03	52,400	10.31	5,154	5,699	5,799	1,308	5,508	5,792
熊本県	54,000	10.26	58,000	10.98	5,608	6,112	6,263	1,450	6,196	6,259
大分県	53,600	10.32	59,200	11.55	5,711	6,655	6,743	1,480	6,184	6,509
宮崎県	48,400	9.08	51,700	10.08	4,795	5,245	5,302	1,292	5,458	5,675
鹿児島県	56,900	10.88	59,900	11.72	5,483	6,069	6,127	1,492	6,275	6,592
沖縄県	48,440	8.88	56,400	11.60	6,534	8,072	8,241	1,410	5,913	6,410

- 令和6年度及び令和7年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
- 令和4・5年度の被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」（厚生労働省保険局）より算出。（令和5年度は速報値）
- 年金収入別保険料額の例（月額）については、単身世帯の保険料額である。
- 基礎年金受給者（年金収入82万円）については、均等割7割軽減に該当する。
- 厚生年金受給者の標準的な年金額（年金収入195万円）については、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）から老齢基礎年金（満額）1人分を引いて算出。均等割5割軽減に該当し、令和6年度は所得割の激変緩和措置の対象である。

(参考) 主な保険料変動要因 (*印は令和6年4月から施行される制度改正に関連するもの)

○ 後期高齢者負担率の見直し* (別紙1参照)

給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合(後期高齢者負担率)について、2年ごとに政令で定めている。令和6年4月からは、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。令和6・7年度は12.67%(令和4・5年度11.72%)である。

○ 出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入* (別紙2参照)

子育てを社会全体で支援する観点から、令和6年4月より、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みを導入する。これに伴う後期高齢者医療制度全体の影響額は、令和6・7年度でそれぞれ約130億円と推計している。

○ 制度改正に伴う激変緩和措置(別紙3参照)

- ・ 約6割の低所得の方(年金収入153万円相当以下の方)については、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにする。
- ・ さらにその上の所得の約12%の方(年金収入211万円相当以下の方)についても、令和6年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないようにする。
- ・ 賦課限度額の引き上げは、段階的に実施する(令和6年度:73万円、令和7年度:80万円)。

○ 一人当たり医療給付費の伸び

令和6・7年度被保険者一人当たり医療給付費の見込み(各広域連合の見込みによる全国平均)は年間約90.2万円であり、令和4・5年度(実績見込み)の年間約87.9万円から約2.7%増加する見込みである。

※ 各広域連合において、地域の実情を踏まえ、被保険者一人当たり医療給付費の伸び率の実績や診療報酬改定の影響などを基に算出している。

※ 一定以上所得者の窓口負担割合の見直しに伴う影響及び令和6年度診療報酬改定により、給付費の伸びが抑えられている。

○ 剰余金の活用

令和4・5年度の保険料率改定時における一人当たり医療給付費の見込み(年間約88.5万円)ほど、実績が伸びなかった(年間約87.9万円)こと等により、各広域連合において剰余金が発生し、計2,820億円の剰余金を保険料増加抑制に活用することを見込んでいる。

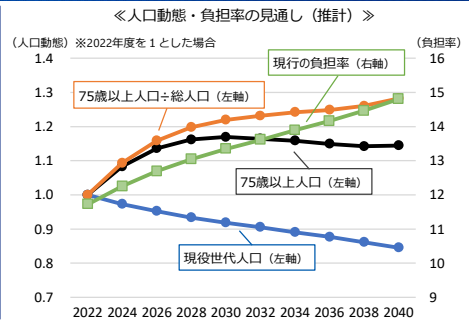
○ 財政安定化基金からの交付

広域連合では、都道府県に設置されている財政安定化基金(国、都道府県及び広域連合(保険料)が3分の1ずつ拠出)から計133億円の交付を見込んでいる。

※ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)附則第14条において、保険料増加抑制のため、財政安定化基金からの交付を認めている。

高齢者負担率の見直し

- 現行の高齢者負担率（高齢者が保険料で賄う割合）の設定方法は、現役世代の減少のみに着目しており、**制度導入以降、現役世代の負担（後期高齢者医療支援金）が大きく増加し（制度創設時と比べ、現役は1.7倍、高齢者は1.2倍の水準）、2025年までに団塊の世代が後期高齢者になる中で、当面その傾向が続く。**一方、長期的には、高齢者人口の減少局面においても、高齢者負担率が上昇し続けてしまう構造。
- 高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、**介護保険を参考に、後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、高齢者負担率の設定方法を見直し。**



後期高齢者医療	(参考) 介護保険
<p><現行></p> <ul style="list-style-type: none"> • 2年に1度、現役世代人口の減少による増加分を高齢者と現役世代で折半するように高齢者負担率を見直し。 <p>《一人当たり保険料・支援金の推移（月額）》</p> <p>現役世代一人当たり支援金: 2980円 → 5456円 (1.7倍) 高齢者一人当たり保険料: 5332円 → 6472円 (1.2倍)</p> <p>※H20: 5332円 (約5割) ※R4: 6472円 (約4割)</p> <p><イメージ></p> <p>公費: 約5割 (H20) → 約1割 (現在) 後期高齢者支援金: 約4割 (現在) 保険料: 約1割 (現在) ※75歳～の負担割合: 10% (H20) → 11.72% (現在)</p>	<p><現行></p> <ul style="list-style-type: none"> • 3年に1度、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比に応じて負担割合を見直し。 • 第1号被保険者と第2号被保険者の1人当たり保険料額は概ね同じ。 <p>《一人当たり第1号・第2号保険料の推移（月額）》</p> <p>第2号保険料: 3944円 → 5669円 (1.4倍) 第1号保険料: 4090円 → 5869円 (1.4倍)</p> <p>※H20: 4090円 (約5割) ※R2: 5869円 (約3割)</p> <p><イメージ></p> <p>公費: 5割 (H12) → 約2割 (現在) 第2号保険料: 約3割 (現在) 第1号保険料: 約2割 (現在) ※65歳～の負担割合: 17% (H12) → 23% (現在)</p>

出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入

- 今後、生産年齢人口は急激に減少していく中で、特に少子化については、これまで様々な対策を講じてきたが、未だに少子化の流れを変えるには至っていない状況。**少子化を克服し、子育てを全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入。**

※後期高齢者医療制度は、**高齢者医療を社会全体で支えるという観点**に立って平成20年4月に創設。
制度創設前は、出産育児一時金を含め子ども関連の医療費について、高齢者世代も負担。

(参考) 老人保健制度（高齢者医療制度創設前）

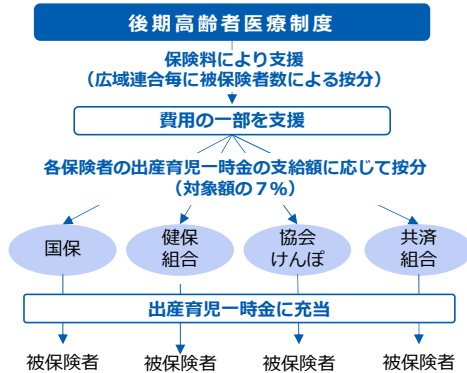
75歳以上の高齢者は国保・被用者保険に加入し、各々に保険料を納付しつつ、市町村が運営する老人保健制度から給付を受ける仕組み。

- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入するに当たり、**現行の現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、後期高齢者医療制度の支援割合を対象額の7%と設定。**

※次期の後期高齢者医療の保険料率改定（2年毎）のタイミングである令和6年4月から導入（出産育児一時金の引き上げは令和5年4月～）。

※高齢者負担の激変緩和の観点から、令和6・7年度の負担額は1/2とする。

見直しのイメージ



■ 導入時点（令和6年度）

- 現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じて、現役保険者・後期高齢者医療制度で出産育児一時金を按分。

→ 後期高齢者医療の所要保険料（1.7兆円）

÷全医療保険制度計の所要保険料（24.4兆円）= 7%

<令和6年度の所要保険料（推計）>

全医療保険制度計	うち後期
24.4兆円	1.7兆円

※令和4年度予算ベースを足下として、令和6年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

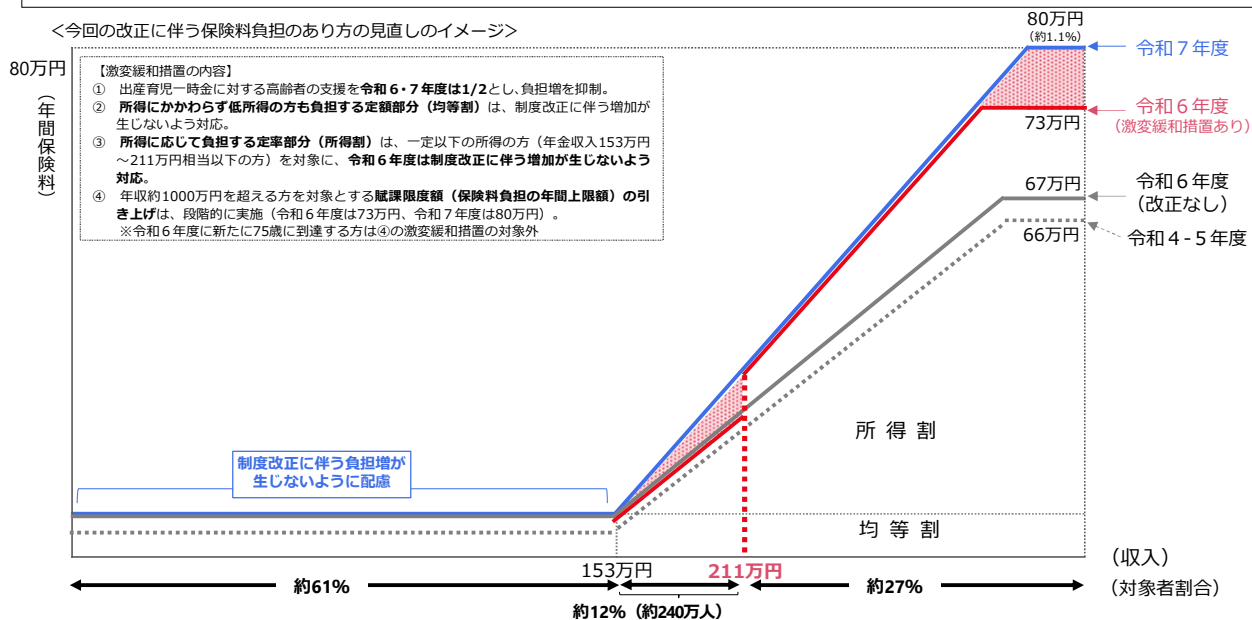
■ 出産育児一時金への充当方法

- 出産育児一時金の支給実績の確定後に後期高齢者医療制度からの支援を受けるとした場合、支援を受けるまでに時間がかかることから、**支給見込みに応じて概算で支援を受け、支給実績を踏まえて確定（概算との精算）を行う仕組みとする。**
- 後期高齢者医療制度からの実際の支援は、保険者の事務を簡素にするため、後期高齢者支援金と相殺する。

負担能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直し

- 後期高齢者医療における保険料は、高齢化等による医療費の増加を反映して、2年に1度、引き上げ。
- 今回の制度改革による、令和6年度からの新たな負担に関しては、
 - ・ 約6割の方（年金収入153万円相当以下の方）については、制度改革に伴う負担の増加が生じないようにするとともに、
 - ・ さらに約12%の方（年金収入211万円相当以下の方）についても、令和6年度は制度改革に伴う負担の増加が生じないように対応。

<今回の改正に伴う保険料負担のあり方の見直しのイメージ>



(※) 対象者割合（対象者数）は後期高齢者被保険者実態調査特別集計等に基づく推計値